

特定非営利活動法人自伐型林業推進協会

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自伐型林業推進協会（以下、当団体という。）における運営理念及び行動規範に基づきコンプライアンス・不正行為防止のための取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当団体はコンプライアンスの実行を経営や事業に関わる重要課題と認識し、以下の基本方針で積極的な取り組みを行う。

1. 法令を遵守するとともに、倫理及び構成員の行動規範の達成を図る。
2. 公正で明朗な事業運営に努め、社会的信用の向上を追求する。

(適用範囲)

第3条 この規程は、当団体におけるすべての構成員に対して適用する。

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス体制)

第4条 当団体におけるコンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定は、理事会で行う。

2. 理事会の直属機関として、コンプライアンス推進委員会を設置する。
3. コンプライアンスの推進および実施は、コンプライアンス推進委員会の下で、総務経理部がこれを推進する。

(コンプライアンス推進委員会)

第5条 コンプライアンス推進委員会は、協議・決議内容、進捗状況を理事会で報告する。

2. コンプライアンス推進委員会は、年1回以上開催する。必要に応じて代表理事がこれを参集することができる。

(コンプライアンス推進委員会の構成)

第6条 コンプライアンス推進委員会は、委員長、コンプライアンス推進責任者、外部委員により構成する。

1. コンプライアンス推進委員会の委員長は代表理事とする。

2. コンプライアンス推進責任者は事務局長とする。
3. 外部委員はコンプライアンスに知見を有する組織外部の有識者とし、外部委員の決定は理事会で行う。

(コンプライアンス推進委員会の役割)

第 7 条 コンプライアンス委員会は、以下の役割を担う。

1. 本規程及びコンプライアンスに係る方針、施策、年次計画の策定及び廃止
2. コンプライアンス教育・研究倫理教育実施要項の策定及び見直し
3. コンプライアンス教育・研究倫理教育実施状況の把握
4. その他コンプライアンスに関する指導監督、助言

第 3 章 コンプライアンス実施方針

(コンプライアンス教育・研究倫理教育)

第 8 条 すべての構成員のコンプライアンス能力の向上を図るため、また不正行為の事前防止のため、コンプライアンス教育・研究倫理教育の継続的な実施を義務付けるものとする。

(不正発生時の対応)

第 9 条 不正が発生した際には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を、コンプライアンス推進委員会が決定し、実施する。

2. 発生した不正の内容、発生原因、関係者への処分、再発防止策について、その内容を速やかに公表する。

(公的資金管理におけるコンプライアンス確保)

第 10 条 当団体を取り扱う公的資金等の管理に際し、コンプライアンス確保のために必要となる規程、方針は、必要に応じてこれを別に定める。

以上